

2017年11月29日

意見陳述書

原告ら訴訟代理人

弁護士 大本 崇

準備書面（6）人格権の被侵害利益性について

本件訴訟の開始にあたり、弁護団の一員として、一言、意見をのべさせていただきます。

原告らは、新安保法制法制定行為により、人格権の侵害を主張しています。

これに対し、被告は、原告らの主張する生命・身体の安全を含む「人格権」は、国賠法上保護された権利とは認められない、原告らの主張する人格権とは、具体的権利性を認めることはできないと主張することから、準備書面（6）においては、そもそも人格権とは、判例および学説上で認められてきた具体的な権利であることを説明し、国賠法上保護の対象となる人格権とはどのようなものかを、述べるものです。

判例上、人格権を具体的な権利として認めたものは多数あり、準備書面（6）においても、7件の最高裁判所判決、4件の下級審判決に言及しています（19頁から46頁）。

その中でも、最高裁平成元年12月21日判決（25頁～）は、ビラの配布行為に起因して、嫌がらせや非難の攻撃を受けるのではないかと落ち着かない気持ちで生活することとなったことについて、私生活の平穏などの人格的利益を違法に侵害したことを理由に、不法行為責任を免れないとしています。この判例は、ビラの配布行為の違法性を否定しつつ、他方で、ビラの配布行為に起因する人格的利益の侵害について、不法行為責任を肯定したものであり、重要な意義を有していると評価されています（甲B第15号証625頁）。まさに、人格権の1つの態様として平穏な生活を送る権利を不法行為法上保護されるべき具体的な権利として認めたものといえます。

人格権とは、(一般的な意義)人間が人間であることから、その存在を全うするために、認められる権利です。その沿革は、古くはアメリカの独立宣言(1776年)に遡ることができ、第二次世界大戦後の1948年の世界人権宣言に明確に示されることとなっています(7頁)。そして、判例、学説によって発展を遂げてきた権利です。

人格権は、憲法13条に基づいて保障されるべき個人の生命、身体、精神、生活等に関する権利の総体であり、各個別的基本権規定によってカバーされなかったものについて、例えば人格権としての名誉権、平穏生活権、肖像権、日照・通風の利益、前科等をみだりに公開されない利益などが、人格権をなすものとして認められてきました。このように人格権は、人が人であることからその存在を全うするために認められる権利であり、その範囲は広範に及び、一義的に確定することは困難な側面を有するものです。しかし、そうだからといって、抽象的で法的に保護に値しないなどというものではなく、少なくとも人間の尊厳に伴う基本的な事柄を内容とする場合、法的保護の対象となるものというべきです。

本訴訟において、原告らは、人格権侵害に関しては、具体的に①生命・身体、及び精神に関する利益としての人格権、②平穏生活権及び③主権者として蔑ろにされない権利を主張しています。すなわち、原告らは、内閣及び国会の新安保法制法の制定に係る行為によって、その生命・身体に関する侵害の危険を感じ、著しい精神的苦痛を受けているものです。

また、原告らは、戦争を放棄した日本国憲法の下での、平和な生活が侵害された(平穏生活権の侵害)と受け止めています。

そして、憲法改正について主権者として意思決定する機会が奪われ、主権者として無視され、愚弄され、蔑ろにされたものと受け止めています。

これらの精神的苦痛は、人格権が侵害されたことによって、生じているものであり、人格権の侵害は十分に具体的なものであり、国賠法上も違法とされるべきものです。

原告らの人格権の侵害の状況については、各陳述書にて立証しているところですが、それらを主張としてまとめる準備書面を追って提出する予定です。